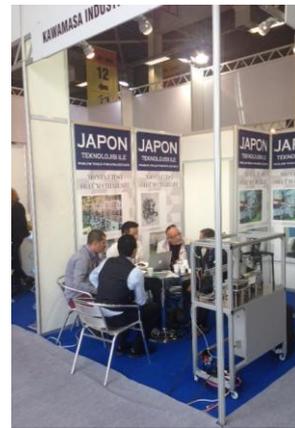


# 民間等研修生 受入制度について



# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2015年5月

ジェトロでは、地域経済のグローバル化の進展を背景に、海外展開を目指す民間企業、ならびにそうした地域企業の海外展開を支援しておられる地方自治体、公益法人、政府系機関等の若手社員・職員を一定期間、研修生という形で受け入れる「民間等研修生受入制度」を設けています。

本制度では、ジェトロの国際的な業務を通じて、皆様のグローバル人材の育成はもちろん、ジェトロの持つノウハウ、ネットワークを共有することで、海外展開を目指す中小企業のパートナーの一員として、支援・連携体制の強化を図りたいと考えています。

## 《本制度のご活用のメリット》

1. 出向元の企業・自治体・団体等のグローバル人材の育成に寄与。
2. ジェトロが有する国際ビジネス支援のノウハウを共有。
3. 国際的なネットワークの構築。

出向後には、ジェトロのネットワーク、海外展開支援事業などを活用することで、

- ・企業様：『グローバルビジネスの円滑なスタート』
- ・自治体・団体様：

『支援先の地域企業へ様々なサポートツールの提案』  
が可能となります

## 【主な業務内容】

各社様、各自治体・団体様の社員・職員の受け入れにあたっては、日本企業の海外展開支援業務に従事していただくこととなります。

1. 国内外における展示会、商談会、セミナー等の企画・運営
2. 各国の統計、制度、その他ビジネス関連情報の収集・発信
3. 全国各地での海外バイヤーを日本に招へいした商談会の開催
4. その他関連業務



ジェトロの職員  
として  
国際業務に従事

## 【受入期間】

国内研修： 1年～3年（ジェトロ国内事務所での研修も可能です）

海外研修： 1年～2年（※海外での研修受入期間とは別に、ジェトロ業務に習熟していただくため、赴任前に1年間の本部などでの事前研修が必要となります）



## 【募集時期・手続き】

研修の受け入れは原則として毎年4月から開始します。

募集は、前年11月下旬頃～12月中旬に実施しています。募集要項等の必要書類はジェットロ本部（東京）よりお送りしています。（最寄りのジェットロ国内事務所でもお取り寄せ可能です）

## 【服务内容】

1. ジェットロの常勤嘱託員として採用します。  
（出向元である各社様、各自治体・団体様の身分は喪失しません。）
2. 給与および社会保険等の福利厚生等については、出向元である各社様、各自治体・団体様の体系に基づいて、引き続きご負担いただきます。
3. 就業については、ジェットロ規程規則に従っていただきます。

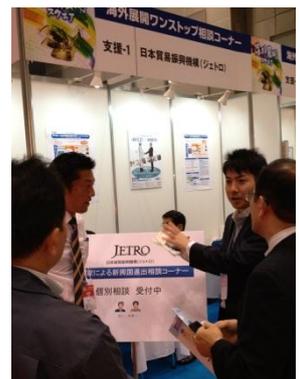


## 【各社様、各自治体・団体様にご負担いただく費用】

1. 研修生への給与および諸手当等の全て（研修生へ直接お支払いいただきます。）

### （海外赴任の場合）

2. 海外赴任旅費及び赴任先で発生する諸税等（研修生へ直接お支払いいただきます）
3. 海外受入準備金（¥50,000（定額、海外受入初年度のみ。ジェットロへお支払いいただきます）
4. 海外事務費（事務費月額¥100,000（消費税別×赴任月数をジェットロへお支払いいただきます）



## 【受入実績】（2015年5月1日現在の在籍者数）

民間企業、 地方自治体等	国内： 16名 （うち地方勤務5名）	海外： 25名	計： 41名
-----------------	-----------------------	---------	--------

※ 海外研修の赴任先は原則として各企業様、各自治体・団体様のご要望あわせて調整しますが、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。



【お問い合わせ】

ジェトロ総務部人事課

TEL : 03-3582-5540 FAX : 03-3587-0219

e-mail : ADB@jetro.go.jp

# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)